**令和６年度第２回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開催日　　令和６年９月12日（木曜日）

出席委員：石田委員、岡委員、岡崎委員、近藤委員（会長）、島村委員、惣田委員（会長代理）、

　　　　　中田委員、中谷委員、花嶋委員、日置委員、𠮷田（準）委員、吉田（長）委員、渡辺委員、

　　　　　和田委員

（午後15時00分　開会）

【事務局（澤田課長補佐）】

　定刻になりましたので、ただ今から令和６年度第２回の大阪府環境影響評価審査会を開催します。

　事務局の澤田でございます。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

　初めに、事務的なことを幾つか申し上げます。マイク、カメラは普段はオフにしていただき、オン、オフの切り替えはご自身でお願いします。ご発言の際は、手を挙げるボタンでお知らせください。不具合が生じたなどのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いします。

　この会議は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従って公開での開催とし、傍聴席を設けています。また大阪府のホームページにも会議資料を公表し、ご覧いただけるようにしています。

　現在12名の委員のご出席をいただいており、定足数を満たしております。魚島委員は、所用のためご欠席です。花嶋委員、和田委員は、本日ご出席の予定でございますが、まだオンライン会議に入ってきていただいていない状況でございます。

　会議資料は、委員の皆さまに事前にメールでお送りしておりますが、説明の際はできるだけ画面に表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧しておりますので、ご参照いただければと存じます。

　それでは開会に当たりまして、大阪府環境管理室長の中島からごあいさつ申し上げます。

【事務局（中島室長）】

　環境管理室長の中島でございます。開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

　日頃より本府環境行政の推進にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また本日は、お忙しい中ご出席をいただき、重ねて御礼申し上げます。

　この夏は連日の猛暑、またちょうどお盆の時期でございましたけれども、初めての巨大地震注意の発令もありました。例年以上に自然環境、自然の力というものを考えざるを得ない日々でございました。

　われわれ環境行政に携わる者といたしましても、事業活動と環境配慮、そして毎日の災害の備えというところにしっかりと取り組まなければならないということに思いを強くしているところでございます。

　委員の皆さまにおかれましても、一層のご鞭撻をいただければと思います。

　さて本審査会につきましては、９月１日に委員改選となり、前期から引き続きお願いをいたしております委員７名様と、新たにご就任いただきます委員８名様での初めての会議となりますので、本日まず本審査会会長の選任をお願いし、続いて審査会の運営要綱の改正等につきましてご審議をいただきます。

　次に環境アセスメント対象事業といたしまして「泉佐野市田尻町清掃施設組合　新ごみ処理施設整備事業」の環境影響評価準備書および「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業」の環境影響評価準備書につきまして、本日付で諮問をさせていただきました。それぞれの事業者からの内容説明と質疑応答を予定しております。

　続いて、ご審議は来年度を予定しておりますが、「大阪沖新島地区埋立事業における護岸概成時のレビュー」につきまして、事業者からの事前説明を聴取いたします。

　委員の皆さま方におかれましては、本審査会での検討結果の取りまとめまでの間、多くの時間を頂戴することになりますが、忌憚のないご意見をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　先ほどお話がありましたように、９月の委員改選後初めての審査会ですので、初めに委員のご紹介をさせていただきます。参考資料１「委員名簿」をご覧ください。

　オンライン出席の委員におかれましては、お名前をお呼びしましたら、カメラをオンにしていただきますようにお願いします。

　まず新たにご就任いただきました委員でございます。魚島委員。本日欠席です。奈良大学文学部教授で、ご専門は文化財学・保存科学です。

　岡委員。オンライン出席です。関西大学環境都市工学部教授で、ご専門は住環境学です。

【岡委員】

　岡と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして岡崎委員。会場にお越しです。大阪教育大学理科教育部門で、ご専門は植物分類学です。

【岡崎委員】

　岡崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　近藤委員。会場にお越しです。大阪大学名誉教授で、ご専門は環境工学です。

【近藤委員】

　近藤です。よろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　日置委員。オンライン出席です。大阪工業大学工学部教授で、ご専門は地盤工学でございます。

【日置委員】

　日置です。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして、𠮷田準史委員。会場にお越しです。大阪工業大学工学部教授で、ご専門は振動工学・機械力学です。

【𠮷田（準）委員】

　𠮷田と申します。よろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　渡辺委員。会場にお越しです。大阪工業大学工学部教授で、ご専門は廃棄物工学でございます。

【渡辺委員】

　渡辺です。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　和田委員。まだオンライン出席いただいておりませんけれども、大阪市立自然史博物館主任学芸員で、ご専門は鳥類でございます。　以上の方々が新たに就任される委員の皆さまです。

　続きまして、前期に引き続きご就任をいただきました委員でございます。

　石田委員。オンライン出席です。摂南大学理工学部教授で、ご専門は河川生態学です。

【石田委員】

　石田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして島村委員。オンライン出席です。京都大学大学院法学研究科教授で、ご専門は公法学です。

【島村委員】

　島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして惣田委員。オンライン出席です。立命館大学理工学部教授で、ご専門は水環境工学です。

【惣田委員】

　惣田です。よろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして中田委員。オンライン出席です。近畿大学総合社会学部教授で、ご専門は大気環境学です。

【中田委員】

　中田です。よろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして中谷委員。オンライン出席です。大阪大学大学院工学研究科准教授で、ご専門は環境水理学です。

【中谷委員】

　中谷です。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　花嶋委員。オンライン出席です。大阪産業大学デザイン工学部准教授で、ご専門は廃棄物処理です。

【花嶋委員】

　花嶋です。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　続きまして吉田長裕委員。オンライン出席です。大阪公立大学大学院工学研究科准教授で、ご専門は交通工学です。

【吉田（長）委員】

　吉田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　すみません、先ほど和田先生がオンラインに入られました。ご紹介させていただきます。

　新たにご就任いただきました。大阪市立自然史博物館主任学芸員で、ご専門は鳥類でございます。

【和田委員】

　和田です。よろしくお願いします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　よろしくお願いします。それでは議事に入りたいと思います。

　議題１「会長の選任等について」でございます。審査会規則により会長は委員の互選により定めるとしております。どなたかご推薦がございますか。　島村委員、お願いいたします。

【島村委員】

　島村でございます。これまで大阪府だけでなくて、多くの自治体で環境アセスに関する委員等を務めてこられました近藤先生に会長をお願いできればと考え、推薦させていただきます。以上です。

【事務局（澤田課長補佐）】

　ただ今、島村委員から近藤委員のご推薦をいただきましたが、皆さまいかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

【事務局（澤田課長補佐）】

　それではご異議ないということで、近藤委員、よろしいでしょうか。

【近藤委員】

　はい。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　お受けいただきましてありがとうございます。ご就任に当たりまして一言お願いいたします。

【近藤委員】

　ただ今推薦していただきました大阪大学の近藤です。私は４年前まで、大阪府のこの環境アセスの委員を務めていました。それで、もうお役御免かなと思っていましたけれども、またお世話になるということになりました。今期非常にたくさんの案件があるというふうに伺っておりますので、委員の皆さまには、お忙しい中ですけれども、ご検討に積極的に加わっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　ありがとうございました。それでは近藤委員が会長にご就任いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以降の進行につきましては、近藤会長、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】

　委員の皆さま方におかれましては、議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　委員会規則により、会長に事故がある時は会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理にするとなっていますので、指名させていただきます。私といたしましては惣田委員にお願いしたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

【惣田委員】

　惣田です。私でよければ、はい、承知しました。

【近藤会長】

　お受けいただきましてどうもありがとうございます。では惣田委員のほうからごあいさつをお願いいたします。

【惣田委員】

　立命館大学の惣田です。私では力不足のところがあるかと思いますので、近藤先生に事故がないことを祈ります。よろしくお願いします。

【近藤会長】

　事故がないように努めますので、惣田会長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして、環境影響評価審査会運営要綱の改正等について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　資料１－１「要綱改正」をご覧ください。今回技術指針改定を受けまして、２枚目の別表に掲げる専門調査部会が担当する環境項目について「気候変動適応等」を事業計画専門調査部会に追加したいと考えております。これまで審査案件の内容に応じて各部会で検討しておりましたが、今回明確に位置付けようとするものです。

　技術指針の改定につきましては、３ページ目の参考資料「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定について」をご覧ください。気候変動による環境、生活への影響に対する適応策および地震・津波による環境影響への未然防止策を環境影響評価に導入するため、令和５年４月に技術指針を改定し、環境項目および環境配慮項目の区分に「気候変動適応等」を加えましたものです。

　続きまして、資料１－２「指針」をご覧ください。大阪府では会議の公開に関して「会議の公開に関する指針」を定めております。指針の３におきまして、会議は原則として公開ですが、大阪府情報公開条例第８条に規定する「公開しないことができる情報」または第９条に規定する「公開してはならない情報」に関し審議する場合は、当該会議を公開しないことができるとされております。

　このことから、環境影響評価審査会については公開でございますが、専門調査部会および現地調査会については、事務局といたしましては、従前のとおり非公開とすることが適当と考えております。

　非公開とする理由としましては、公開することにより事業者から準備書等に記載されていないより専門的で詳細な情報の提供の協力を受けられなくなる恐れや、そのことで、より深い議論や率直な意見交換ができず意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあり、同条例第８条に該当することとなるためです。

　なお部会の開催については報道提供を行うとともに、部会の結果については概要を府ホームページで公表いたします。説明は以上でございます。

【近藤会長】

　どうもありがとうございました。本要綱の改正については、審査会規則第10条により会長が定めること、会議の公開・非公開の決定については指針の４に基づき会長が会議に諮るとされています。

　今説明がありましたとおり、事務局から要綱改正の提案と、専門調査部会および現地調査会は非公開とする提案がございました。

　皆さま方からもご意見を頂きますが、先に私の考えを述べさせていただきたいと思います。私といたしましては、要綱の改正案、部会および現地調査会は非公開で開催することについては、いずれも事務局が説明、ご提案していただいたとおりでよいのではないかと考えていますが、委員の皆さま方はご意見ありますでしょうか。

　では特にご異議がないということですので、事務局の提案どおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

　それではただ今から、議題２および３について、まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　２事業とも環境影響評価準備書にかかる手続きであり、議題２は処理能力が１日240トンの一般廃棄物焼却施設、議題３は１日600トンの一般廃棄物破砕施設を設置する事業です。

　大阪府環境影響評価条例において、廃棄物焼却施設は１日当たり100トン以上、廃棄物焼却施設以外の処理施設は１日当たり200トン以上の処理能力の施設を設置する事業を対象事業としていることから、いずれも条例に基づく環境影響評価手続きを行うものです。本日付で資料２－１および資料２－２の文書により審査会に意見照会させていただきます。

　なお、各照会文書における意見を求める期間は、手続きの進捗や条例で定められた手続き期間に基づいて設定していることから両事業で異なっておりますが、ご審議は同時並行でお願いしたいと考えております。それでは近藤会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【近藤会長】

　事業者の方、よろしいですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　はい。よろしくお願いします。

【近藤会長】

　それでは議題２の「泉佐野市田尻町清掃施設組合　新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について」の審議に入りたいと思います。まず事業者から準備書の内容について説明を受けたいと思いますので、説明よろしくお願いいたします。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　泉佐野市田尻町清掃施設組合の中橋と申します。よろしくお願いします。本日は本施設組合の「新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について説明の機会を頂きましてありがとうございます。

　本日、私の他に、環境影響評価の調査を担当させていただきました株式会社建設技術研究所の担当者と参加させていただいております。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（株式会社建設技術研究所）】

　よろしくお願いします。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　事業内容につきましては私から、環境影響評価につきましては調査会社から、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それでは１ページ目をご覧ください。初めに「現施設の状況」でございます。現在本施設組合のごみ処理場の処理能力につきましては、焼却施設が240トン、破砕施設が50トンでございます。また熊取町の処理施設の能力は、焼却で61.5トン、粗大ごみ処理施設が16トンです。なお施設組合の施設は竣工後38年、熊取町の施設は竣工後32年が経過いたしまして、新たなごみ処理施設の建設が急務となっております。

　次のページをご覧ください。次に「対象事業の概要」についてですが、事業の名称は「泉佐野市田尻町清掃施設組合　新ごみ処理施設整備事業」で、施設の種類は廃棄物処理施設のごみ焼却施設となっております。新たなごみ処理施設は、廃棄物処理施設および破砕・選別施設を備える施設とし、現在、建設を令和10年度から令和13年度に実施し、令和14年度の稼働を目指して進めているところでございます。

　事業実施位置につきましては、阪和自動車道の土丸インターの出口付近となっております。また右の図で泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所の位置がございますが、こちらが本組合の焼却施設の場所になっているところでございます。

　次のページをご覧ください。計画する「施設の規模、処理方式等」についてです。エネルギー回収推進施設につきましては、１日240トンの可燃ごみを処理する規模で、処理方式はストーカ方式。点検、整備をする期間を除きまして、年間に290日程度、24時間連続で稼働いたします。また、マテリアルリサイクル推進施設は、１日に約33トン、粗大、不燃ごみの処理をする施設で、１日平均約５時間程度、最大８時間程度稼働する施設を計画しております。なお煙突の高さにつきましては、59メートルを計画しているところでございます。

　次のページをご覧ください。本事業に先立ちまして土地区画整理事業が行われますが、その事業についてです。土地区画整理事業の地域面積は約33.4ヘクタール、造成面積は24.3ヘクタール、宅地面積は17.9ヘクタールの事業となっており、うち本事業の全体面積は約5.5ヘクタール、平地は約3.9ヘクタールとなっております。

　次のページをご覧ください。土地区画整理事業の全体の平面図でございます。南側の赤の文字で記載させていただいている「ごみ処理施設予定地」という所が本事業の予定地となります。

　次のページをご覧ください。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（株式会社建設技術研究所）】

　それでは引き続き、環境影響評価結果の概要についてご説明いたします。

　まず「大気質」になりますけれども、表にお示ししております環境基準に関わる一般環境とその他項目の塩化水素と水銀を追加で行っております。沿道環境といたしまして、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を行っています。それに加えて気象の調査で地上気象、上層気象、さらに高層気象の３段階の調査を行っております。一般環境と沿道環境につきましては、それぞれ４季調査で７日間ずつ実施しております。気象につきましては、連続で１年間を、通年の観測で行っているところでございます。

　次のページお願いします。こちらが大気質調査を行った地点になります。左の図が一般環境で４地点と、沿道環境で３地点ということで、計７地点の調査地点を示しております。右の図が気象の調査地点でございます。３カ所でそれぞれ調査を行いました。

　次のページをお願いいたします。大気質の調査結果になります。今回実施した各調査地点において、基準値を下回る結果となっております。

　次のページをご覧ください。こちらが気象の結果で、風配図と風況の資料を載せております。地上では南南東の風が頻度的には多く、風速は約1.7メートル。一方煙突の高さとなる上層部での気象ですが、海側から山側に向かう西北西の風の出現率が比較的高くて、平均風速は3.2メートルという結果でございました。

　次のページをご覧ください。大気質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素の予測結果でございます。エネルギー回収推進施設等による煙突排出ガスの大気質濃度は、各表の左側に黄色く着色している地点が最大値の地点でございます。その他の地点につきましては、基準値を下回る予測結果でございます。最大値の地点を含めて、全ての地点で基準値を下回る結果でございました。

　次のページをお願いします。真ん中のピンク色のところが、新ごみ処理施設の計画位置でございます。こちらから、先ほどの頻度の高い海側からの風を受けた付近、青色の旗揚げをしておりますけれども、最大濃度が出た地点ということで印を付けております。約900メートル離れた地点でございました。

　次のページをお願いします。次に事業関連車両に伴う排出ガスについては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、全地点で環境基準値を下回る予測結果となっておりました。

　次のページでございます。工事関連車両による排出ガスということで、こちらも先ほどの２項目については環境基準を下回る予測結果ということでございました。造成工事の実施による粉じんの影響は、砂ぼこりが立つ風力階級、いわゆる風力４以上が、年間の発生頻度73時間という結果でございました。また近隣民家に粉じんが舞う方向に限定すると、さらに年間11時間ということで、非常に限られた時間数となるということで、周辺家屋への影響を与える可能性は低いと予測をしております。

　次のページをお願いします。大気質の環境保全措置です。全ての項目においてここにお示ししております環境保全措置を取ることによって、影響の低減が図れるものと評価させていただいております。

　次のページをお願いいたします。続きまして「水質」です。表と図に調査の項目と地点を示しておりますけれども、中央の区画整理事業のエリアとごみ処理施設のエリアを取り囲むように３地点で調査を行っております。

　次のページをお願いいたします。まず調査結果については大阪府も一部調査を行っておりまして、そちらから想定される最大の浮遊物質量につきましては、１リットル当たり89ミリグラムという結果でございました。

　今回の現地調査で降雨時の調査を行いましたが、浮遊粒子状物質の最大値につきましては45ミリグラムでした。濁度の最大値は京上川で28。流量の最大値につきましては、樫井川下流といって、ちょうど事業地の北側を流れる川での下流側で、１秒間に３トンでした。

　次のページをお願いいたします。続きまして「騒音」の結果になります。騒音の調査、現地調査は、ごみ処理施設の建設工事および供用後の運転の際の環境騒音の影響を把握するため実施しております。環境騒音と道路交通騒音、交通量、走行速度をそれぞれ３地点ずつ調査しています。

　次のページをお願いいたします。騒音については、環境騒音、道路交通騒音共に、各調査地点において環境基準値以下でした。また中央にある表のとおり、交通量を予測として用いており、予測結果につきましては、全ての地点で基準値を下回る結果でした。

　次のページへお願いいたします。工事関連車両に伴う道路交通騒音の影響予測でございます。予測に用いた工事関連車両の交通量は、ごみ処理施設の工事関連のみ370台で予測を行っております。予測の結果、基準値を下回っているということでございます。

　次のページをお願いします。騒音に関する環境保全措置ですが、全ての予測地点において規制基準値や環境基準値等を下回っていると。さらに環境保全措置をそれぞれ予定しており、これにより影響の低減が図れるものと評価をしております。

　次のページをお願いいたします。「振動」の結果になります。振動の調査につきましては、騒音の調査と同様の３地点、道路交通振動に関しましても同様の３地点で実施しております。

　次のページをお願いいたします。振動の調査結果になります。環境振動につきましては、各調査地点とも、振動を感じ始めるとされる振動レベルの感覚閾値を下回っており、また道路交通振動についても、各調査地点とも要請限度を下回っているという結果でございました。

　次のページお願いいたします。環境保全措置になります。いずれの項目も、全ての予測地点において規制基準値や要請限度以下であり、さらに環境保全措置を実施していきますので、周辺環境への影響の低減が図られると評価しております。

　次のベージをお願いします。「低周波音」になります。低周波音の音圧レベルについて、現在の焼却場の設備から発生する低周波音の把握および対象事業実施区域の最寄りの集落や福祉施設の現状を把握するために、合計５地点で調査を実施いたしました。

　次のページをご覧ください。低周波音の調査結果です。各調査地点とも、環境省の低周波音の「心身に係る苦情に関する参照値」というのを参考にしましたが、こちらを下回っている結果でございました。

　次のページをお願いいたします。低周波音の予測結果でございます。全ての予測地点において参考値以下でした。さらに環境保全措置を実施することから、影響の低減が図れるものと評価をしております。

　次のページをお願いいたします。続きまして「悪臭」の調査結果になります。表と図に示します地点、合計７地点で実施しております。今回、予定する地点に加えて、現状の焼却施設についても併せて実施しているということでございます。

　次のページをお願いいたします。調査結果でございますが、各調査地点共に規制基準を下回っておりました。また予測においても、臭気の影響は、現在の施設の調査結果が10未満であるということから、臭気漏えいを防止する計画も盛り込まれるということから、さらに規制基準よりも低い値になると予測されました。

　次のページをお願いいたします。悪臭の環境保全措置になりますが、予測の結果、煙突からの悪臭、施設からの漏えい悪臭共に規制基準以下であり、環境保全措置を実施することから、さらに低減が図られるものという評価にしております。

　次をお願いいたします。続きまして、陸生の動物になります。調査は哺乳類から陸産貝類まで６項目実施しております。猛禽類は施設からの影響を考えて２キロメートル、その他は500メートルの範囲を調査しております。

　次のページをお願いいたします。各項目に調査範囲を示しております。

　次のページをお願いいたします。昆虫類と陸産貝類については、それぞれ施設周囲を含めた範囲で調査を行いました。

　次のページお願いいたします。陸生動物の調査結果になります。哺乳類が13種類、鳥類63種、両生類８種、爬虫類９種、昆虫類1,022種、陸産貝類39種が確認され、そのうち注目すべき種としては48種が確認されました。

　次のページをお願いいたします。選定した注目すべき種一覧を示しております。主な写真も併せて掲載しました。

　次のページもお願いいたします。昆虫類、陸産貝類です。

　次のページをお願いいたします。予測について、調査で確認された注目すべき種48種のうち、影響が懸念される造成工事区域内では、27種が確認されております。ただしそのうちの17種は造成区域外においても広く生息が確認されており、残りの10種への影響は生じると予測されます。ただ一部捕獲可能な種については、近隣の適地への移植などの対策により、影響を低減できると予測しました。

　次のページをお願いいたします。環境保全措置および評価についてですが、次に示す環境保全措置を行うことで、影響の低減が図れるものと評価をしております。

　次をお願いします。「陸生植物」になります。調査範囲は周辺１キロメートルの範囲で実施いたしました。

　次のページをお願いします。陸生植物の調査結果ですが、合計632種が確認されました。このうち注目すべき種は10種でございます。こちらの写真に載せている種ですね。

　次のページをお願いいたします。予測についてですが、注目すべき種10種のうち８種は事業区域内で発見されましたが、１種は区域外にも生息されているということから、残り７種についての影響が生じると予測されます。可能な種については、近隣への移植などの環境保全措置を講ずることにより、影響の低減が図れるものと評価をしております。

　次のページをお願いいたします。「淡水生物」についてですが、調査はこちらの図と表に示す５カ所で行っております。移植検討を行うための参考の地点についても併せて調査を行いました。

　次のページをお願いいたします。調査結果より、魚類が15種、底生成物が170種、注目すべき種は８種という結果でございました。

　次のページをお願いいたします。予測でございますが、選定された注目すべき種は、８種のうち３種は事業区域内で発見されました。環境保全措置を行うことにより、影響の低減が図られると評価をしております。

　続きまして「陸域生態系」についてです。調査範囲の食物連鎖の想定図を策定して、影響の予測、解析を行いました。

　次のページをお願いいたします。こちらが上位性、典型性、特殊性を勘案した食物連鎖想定図でございます。最上位にはオオタカ、フクロウなどが位置しているということで評価しております。

　次のページをお願いいたします。食物連鎖想定図などによって動植物全体の生態系への影響を予測した結果、全ての予測項目において影響は低減できると予測されました。

　次のページをお願いいたします。陸域生態系は全ての予測項目において影響を低減できると予測され、さらに環境保全措置を講じることで影響の低減が図られると評価しております。

　続きまして「人と自然との触れ合いの活動の場」についてです。主には周辺の利用施設として泉佐野丘陵緑地公園と周辺のハイキングルートの利用ということで、この２カ所での調査を実施しました。

　次のページをお願いいたします。調査の結果、多くの方々が利用されているものの、２地点とも工事と重複する区間についても限定的であるということで、影響は小さいと予測としております。

　次のページをお願いいたします。「景観」についてです。代表的な景観の変化を測るため、周辺の９地点で調査を行っております。

　次のページをお願いいたします。景観の影響予測結果は、いずれの項目においても変化は小さいと予測されました。

　次のページをお願いいたします。こちらが作成したフォトモンタージュでございます。上段が母山集落、その下が泉佐野丘陵緑地となっております。上の母山集落の右のほうの写真、「供用時」と書いておりますが、右隅に煙突が若干見える程度ですが、こちらがこの新ごみ処理施設の供用時のイメージということで、ほぼ景観に変化ないという結果でございます。

　次のページをお願いいたします。こちらが大井関公園ということで、こちらは、右上の写真が土地区画整理事業の供用開始ということで周辺に大きな建物が建った状態です。この建物によって、その背後にあるごみ処理施設は視認することはできないという結果でした。

　次のページをお願いいたします。続きまして「文化財等」についてです。予定区域内に３カ所ございますが、法令に従って適切に記録、保存を行うということで、影響はないものと考えております。

　次のページをお願いいたします。続きまして「廃棄物・発生土」の予測でございます。エネルギー回収推進施設からの焼却灰は年間約2,800トンという状況です。飛灰が年間約2,100トン発生して、最終処分地で処分を行うと。マテリアルリサイクル推進施設からは、年間4,000トン、ストックヤードからは年間約460トンの可燃残渣が発生しますが、こちらについては焼却処理する予定でございます。ごみ処理施設自体の建設発生土の予測量は最大で2,500立方メートルですが、残土については基本的には盛土材等に再利用することを基本と考えます。ただし中には利用困難な場合もありますので、一部は外部搬出されると予測しました。

　次のページをお願いいたします。こちらの表に示すような保全措置を行うことで、環境影響の低減が図れるものと評価は行っておるところでございます。

　次のページをお願いいたします。「地球環境」につきましては、排出される温室効果ガスの予測量、施設からは年間約１万8,000トン、関連車両の走行により年間約5,300トン、建設機械および工事関連車両では工事期間全体で約7,500トンという予測でございます。それぞれ表に示すような環境保全措置を行うことで、影響の低減が図れるものと評価をいたしました。

　次のページをお願いいたします。続きまして「気候変動適応等」に関するもので、新しく追加された評価項目になります。こちらのうちの地震についてまとめたものでございます。左の図が南海トラフ巨大地震の想定震度で、対象地域は震度６弱。右が中央構造線断層帯地震の想定震度で、震度６強という予測結果でございます。

　次のページでございます。予測について、今回の新ごみ処理施設については、一部で液状化の可能性が中程度の地域に接しております。しかし実際施設を設置する箇所の地質調査結果では、表層地質は花崗岩質という岩石で、液状化の可能性はないと想定されます。また環境保全措置として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等に準じて設計を行う予定でございますので、地震等の発生時に大きな損傷等は発生せず、十分な機能保全が図られる耐震機能を持つ施設となる予定ですので、地震に起因する化学物質の漏えい等の環境への影響は小さいと評価いたしました。

　次のページをお願いいたします。こちらが「事後調査の方針」になります。本事業は、著しく環境に対して影響はないと全体的に評価されますが、予測の不確実性に備え、環境保全に万全を期すための事後調査を実施する予定でございます。項目選定については、事業特性等を勘案して選定をしました。

　次のページをお願いいたします。選定しました事後調査の項目になります。大気質、騒音、振動、低周波、それと景観、廃棄物等、こちらを設定しておるというところでございます。

　ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【近藤会長】

　ありがとうございました。では、ただ今の説明につきましてご質問がある委員は、ウェブからご参加の委員は挙手ボタンを押して、ご意見をお願いいたします。誰かいらっしゃらないでしょうか。

【岡崎委員】

　大阪教育大学の岡崎でございます。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　よろしくお願いいたします。

【岡崎委員】

　陸生植物について、この場所って結構貧栄養な場所なので、意外と様々なものが出てくることに感動したというか、驚きました。レッドデータブックにも出てくるような種。この環境では水域環境と、陸上植物といってもヒツジグサのように水域環境に特化している植物から、陸域環境も、乾燥地、ちょっと乾燥した里山のものから、ちょっと湿性の里山と、見かけ以上に多様な環境のものが出てきていますよね。だから１つはこの標本をちゃんと、ありましたという記録じゃなくて、標本として大阪市立自然史博物館とかに、間違いなくあったことは残していただきたいです。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　分かりました。

【岡崎委員】

　これがないと、何があったかというのが。本当に大事なものが失われてしまう可能性も非常に高い所ですので、この辺はちゃんと今後、環境を評価していっている上では、アセスの人にただ任せる、で、目視だけではなくて、これがレッドリストに記載されているものでしたら、陸上の標本をちゃんと作って、動物もなのか、ちょっとここら辺が私も評価しづらいですけれども、植物に関してはどうしてもそういった証拠が必要ですので。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　分かりました。

【岡崎委員】

　多分面白いものというか、本当は大事なものがいっぱいあるなと思われる。

　それと環境でも、この後の保全措置がよく分からなくて。具体的にどういうイメージをしたらいいのでしょうか。ゾーンの中に、手を入れない場所あるいは新たに保全措置をする場所があるのですか。その措置がよく分からなかったです。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　事業計画地は１つの山なのですが、全てを開発してしまうわけではなく、残地林といって周囲に一部地域が残ります。その林地の部分の中に、貴重な植物が生育するのと同じような環境を、調査の中で確認しておいて、そちらに一部移植して維持したいと考えています。どうしても移植できないものは、先ほどの標本というお話だと思いますが、可能なものについては移植して、そちらで存置させようという保全措置を考えているところでございます。

【岡崎委員】

　ということは、この全てが造成されるわけではなく、その一部が自然林やため池の形で残るということですか。ちょっと分からなかったですが。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　ため池はつぶれます。

【岡崎委員】

　近隣の緑地等には、ため池はないですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　池はございます。植物に限らず移植できるものは移植して保全します。

【岡崎委員】

　移植したという事実そのものは府でも記録を残していていただかないと、これが自然にあったものなのか、域外で持ってこられたのかが後の研究者にとってはよく分からなくなってきますので、やはりその辺、標本を残しておくということと、移植したということ、あと事業後にもう一回評価するというのが先ほどありましたよね。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　そうですね。事後調査を予定しております。

【岡崎委員】

　そうですよね。その時にそれが定着したら、定着した形でまた標本をして、大阪市立自然史博物館とかに、これは移植したもので定着しているということを標本として残して、いただくのが、一番事実が残り、間違いなく生存しているとか、域外保全としてやっているということが残る形になると思いますので、そこまで考えていただかないと。やはりこのゾーンって、本当に絶滅危惧種がざらに出る所だと思っていた場所ですよね。やはりそういう場所は大事な場所ですので、ぜひそういう形で対処していただきたいと思います。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　分かりました。

【近藤会長】

　ありがとうございます。他はどうでしょうか。

【石田委員】

　何点かありまして、１点は先ほどの委員のお話と関連します。淡水生物に関しても、保全対策として移植を考えておられるということですが、移植先はちゃんと選定されていて、それも専門家、専門的な方の指導の下、もう既に検討に入られているのかお聞きしたいのと、もう一つ動物の方で、先ほどのご説明いただいた資料ではなくて冊子で頂いているほうに、ロードキル等の話が書いてあり、トラックの走行速度を遅くすることで防げると書いてあり、対象とするのがカヤネズミのような小動物だと小さ過ぎて、トラックでのロードキル等のリスクは本当に減らせるのかどうか、どういうふうにそう判断されたのかお聞きしたかったことです。以上です。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　まず淡水生物のほうの移植についてですが、現在、移植のためにきしわだ自然資料館の先生に教えを請いながら準備が進んでいるところです。

　ロードキルについては、確かにご懸念の部分があるとは思いますが、速度やそういった生き物が出現しやすい場所に看板を付けるなどの周知をしっかり行って、少しでも被害を食い止めるといった措置を行う必要があるだろうと考えております。ただ実際は徐々に開発が進んでいきますので、恐らく道路など車が通り出すようなエリア周辺は、小動物も徐々に逃げ出すと思いますので、特に工事初期にそういう注意をしっかり行って、保全していきたいと考えております。

【石田委員】

　分かりました。ありがとうございます。

【事務局（澤田課長補佐）】

　次に和田委員、お願いします。

【和田委員】

　ありがとうございます。大阪市立自然史博物館の和田です。鳥類について、サシバに関しては、周辺の営巣地は確認されていますでしょうか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　サシバにつきましては、調査範囲内では営巣が確認されていない状況だったと思います。

【和田委員】

　はい。もう一個いいですか。オオタカに関して、巣がすぐ西で確認されていて、工事エリアも、多分上空を飛んでいますよね。採食地はどこになるか確認されていますか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組】

　さらに西側の、森や林地その周辺……

【和田委員】

　それは営巣地ですよね。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　営巣地があって、そこから……

【和田委員】

　飛行の方向性を考えると、かなり工事エリア方面に飛んできているように見えますけれども。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　手元に詳しい資料は付けてなかったかと思うのですが、恐らく周辺の森から、河川とか、そういった水のある周辺とか、ちょうど今平野部の人の生活エリアとの境目ぐらいの所までの範囲だとは思います。主には、現地のほうでは、確か西側のため池とか、同じような環境が幾つかあり、そういった所を中心に飛翔が確認されていたと記憶しております。

【和田委員】

　オオタカへの影響調査をちゃんとするのであれば、巣の周り、巣がここです、この辺は活動していますじゃなくて、採食地も含めた中心的な利用エリアをちゃんと評価して、今回の工事はそれに影響しないという話を普通はするわけです。なぜか、データを見る限りでは、巣の周りのデータしかなくて、これでは評価しにくいというのが、オオタカについての評価です。

　あともう一個いいですか。植物や淡水生物でも言われましたが、生息場所、生息適地へ移植とか創出というのが陸上動物にも書いてありますが、全体の準備書をちゃんと見られていないですが、具体的にどの種をどこに移す予定だというプランを見ないと、これでいいのか、あるいはもっと改善する余地はあるのかという話ができないと思うのですが、それはいつ提示されるのですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　いつどこへ移植するというのは、今後、環境保全措置の実施計画書を作る時にお示しすることになると思いますので、準備書の段階ではお示しはしないと考えております。

【和田委員】

　分かりました。

もう一個だけついでにいいですか。池はちょうど埋められるエリアですよね。移植というのは、このエリア外に移植を考えるということですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　基本的にはエリア内もありますし、エリア外で行う可能性もあります。適地はできるだけ近い所で探すということです。

【和田委員】

　そういう可能性があるのですね。分かりました。ありがとうございます。

【岡崎委員】

　付け加えていいでしょうか。和田先生がお話ししたことも引っかかるので、私のほうもですが、陸上の昆虫も、見ていると、水生のいわゆるヤゴ等、サナエやトンボの仲間だったりしますよね。それを考えると、この地域はどうしても水生生物、植物もですが、貧栄養状態の水生生物たちの、ホットスポットとは言いませんが、まれにそれが見つかる場所です。だから今回の場合も、移植を考える時も、元の緑地相当の場所を考えるだけではなくて、何とか水環境がちょっとでも残るような所が考えられないかとか、配慮できないか検討していただけないかなと。全部池がなくなってしまうという状況でしょうか。もしもどこかでも残っていたら、そこをうまく活用して……

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　基本的には区画整理事業で行うものになりますので、貯水池というのは２カ所、この区画整理事業では造られるということ……

【岡崎委員】

　貯水池なのですね。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　と聞いております。それで、その区域内のため池がつぶされることと、焼却施設整備事業は、全然違う事業になりますので、ちょっと止めにくいというところではあります。

【岡崎委員】

　そういう意味で、なるべく近隣の所の、似たようなため池等の選定、あるいは、これは府が持っていったらいいですが、そういうところまで踏まえて、やはり水生生物たちって今はどこの府県でも、奈良県でもこれレッドリストで保全するものになっているものが多いです。そういうことも、植物もそうですけれども、昆虫等の水生生物が一番、水がなくなれば終わりですので、細々生きていた大阪の希少種たちがいるのが泉佐野、このゾーンの特徴ですから、もうちょっと考えて、この計画書を作る中で、あるいは次の施策というのかな、それを考える中で配慮できないものかなというふうに、私のほうは今思っている次第です。移しますというのも、なかなか移したところで定着するのかなと、本音のところもありますし、ぜひ湿生の場所のどこか適栽適地を近隣に探して、そこに移せないかというのを考えていっていただけないでしょうか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　先生ご指摘のとおり、周囲のため池をいったん全部調査しました。その中で、当然民間がお持ちのため池はいつつぶれるか分からないので、なかなか移植地として適さないであろうという考えで、公共が持っている所で何カ所かは、餌の状況やプランクトンの状況等確認はしつつやっているところです。そこで適しているかどうかというのは、今後先生方にお伺いして判断していただきたいと今考えておるところでございます。

【岡崎委員】

　ぜひ、こういう機会にしかこういう場所の情報って出てきませんので、標本を残していくということと、また域外保全するのであれば、適切な場所を近隣に見つけて移植し栽培、もう一回成育できる地を作ってやるというのが一番、ベターというのかな、ベストではありませんけれども、これで少しでも種の絶滅を防げるのではないかと思いますので、その辺も次の時にはお考えいただけたらと思いますが。よろしくお願いします。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　ありがとうございます。

【渡辺委員】

　今日はお話にありませんでしたが。大気汚染物質の最大着地濃度のご説明はありましたが、どのような排ガスがどのような濃度で出るかご説明がありませんでした。全て確認いたしまして、準備書等に載っているものを見ましたところ、ごみ量から推定される排ガス量、また排ガス中の汚染物質濃度、全て安全側に計算しておりますので、これについては何の問題もございません。

　水質の方を心配しております。と申しますのは、こちらの要約書の２-11ページに、事業計画の用途地域が物流業、製造業等の産業用地と、山の中にあるにもかかわらず産業用地として用途地域が決まっているようですが、この用途地域は海までつながっているのですかというのが質問です。

　というのは、恐らく廃棄物を運搬した後の洗車排水は、途中川を通って海に流れていくのであれば、そんなに大きな、問題あるかもしれませんが、大阪湾は大きいと考えますと、あんまりそこは心配しておりませんが、ただこの産業用地が山の中にぽつんとあるようであれば、その周辺が風致地区もしくは水をきれいに保たなければならない状態であるとすると、それは保てるのかどうかという質問です。以上です。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　基本的にごみ焼却施設の排水につきましては、その区域については下水道が入るということで。

【渡辺委員】

　下水が来るのですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　はい。下水道をここまで流す予定でございます。

【渡辺委員】

　ではもういいです。

【近藤会長】

　多分まだまだご質問があるかと思いますが、時間がありませんので、もしご質問がございましたら、事務局を通して確認するということにさせていただきたい。また部会等もございますので、そこでご審議いただければと思いますので、不十分かも分かりませんが、時間の都合でここまでとさせていただきます。

　それでは事業者の皆さん、どうもありがとうございました。ではご退出ください。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合】

　どうもありがとうございました。失礼いたします。

（事業者、退出）

【近藤会長】

　では続きまして、議題３の「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価準備書について」の審議に入りたいと思います。事業者の方の準備できましたら準備書の内容についてご説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事業者：株式会社タカハシ】

　では弊社「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業」の計画についてご説明させていただきたいと思います。

　目次としては「はじめに」と「事業計画について」「環境影響評価について」「事後調査計画について」となっております。

　弊社は株式会社タカハシといいまして、現在の石切工場は東大阪市中石切町６丁目にあります。

　弊社の事業としては、廃棄物として収集された空き瓶、ガラスくずといわれているものを、キャップやラベル、またプラスチックや石や陶磁器といったもの、板ガラスや耐熱ガラスといった、性質の違うものを取り除いて、ガラス瓶の原料、カレットと私どもは呼んでおりますが、カレットの製造を行う会社となります。

　今回の事業についてですけれども「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定するごみ処理施設の設置事業となります。弊社は対象がガラス瓶だけなので瓶のリサイクルという形にはなりますが、一般廃棄物として捨てられたものを対象としますので、ごみ処理施設という形になります。

　事業計画地が赤い点で、現工場である石切工場の第１工場と第２工場から約500メートル南にあります。

　事業の位置の計画がこのような形になっておりまして、事業計画地が真ん中の赤い色の部分になっております。現工場は川を挟んで東側ですが、今回は西側のほうの、川を挟んで西側に建設予定地をつくっております。こちらのほうが工業専用地域になっておりますので、周辺に清掃工場があるような立地になっております。また近くの公園もしくは住居は、紫色の線で囲ったものになります。

　計画の配置ですけれども、土地がこのように横長の形になっておりまして、その中に施設の建屋という形で、26メートルほどの高さのものを造る形になっています。

　施設の概要がこのような形です。基本的に、搬出と搬入に関しては全て建屋内で行いまして、また設備等も全て建屋内に収まるような形になっておりますので、なるべく振動と、あと騒音も、この建屋内で収めることによって、外に出しづらいような形の構造になっていると考えております。

　施設の種類は、先ほど言ったガラスくずの破砕・選別施設です。１時間の処理トン数が25トンなので、24時間稼働を目標としておりまして、１日600トンになります。

　建屋規模と敷地面積はこのような形になっております。

　廃棄物の種類はガラスくずのみです。ここでいうガラスくずというのは、いわゆる透明瓶とか、茶色瓶とか、緑色の、様々な瓶を最初に市町村が手選別をした後に、選別し切れなくなって他の物と混ざり合った物をガラスくずと弊社では呼んでいます。それをガラス原材料におけるカレットという物にするために、さまざまなものを取り除くのですが、その中では異物を取り除く工程と、色別に分ける選別工程とありまして、それらを全て機械で行う形になっております。

　処理工程の内容はこのような形になっています。原料投入は10トンダンプやトレーラーというダンプで敷地、建屋内で行います。

　そこからグリズリフィーダーという振動数を一定にするフィーダーで、原料を一定量排出して、まずガラス瓶以外の、例えば缶、ペット、その他の陶磁器類を一時的に手選別で大きなものを分けます。

　その後に、解砕機という２軸で回っているクラッシャーでガラス瓶を押し割りして、それをある程度の１片の大きさのものに加工とします。

　それをいったん中間タンクという建屋内にあるタンクで保管します。

　そこから処理工程で処理が始まっていきます。まずはラベル除去で、ガラスの表面に付いている紙やプラスチックのラベルを剥離します。

　その後で、振動フルイ機でふるって、粒度を大きなものから小さなもの、中間のものと粒度別に分けることによって、その次の選別工程に行った時に、より資源化率が上がるような形になりますので、粒度をそろえて、それぞれの粒度に合わせた選別機に入れることによって、ここで異物の除去と色選別を行います。

　その後、人の目での検査を経て、屋内の製品タンクに一時保管します。

　保管した後には、そこから10トンダンプやトラックで搬出します。

　運行計画はこのような形になっております。現状の弊社の納入先や搬出先を基に、今後の予測も含めて検討をしております。持ち込みと搬出それぞれありますけれども、基本的には持ち込んだトン数を、弊社では選別をするだけなので、同じ量を搬出します。ただ４トンとか２トンとか小さいもので持ち込まれる場合もあれば、10トンで製品を瓶メーカーに納めることがありますので、それぞれ搬出と搬入に関しては、トン数は一緒ですが、台数に関しては分かれる形になります。

【事業者：株式会社タカハシ】

　では、すみません、引き続き影響評価の内容について説明していきます。

　本計画は大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に基づきまして、下の表の丸印の項目と対応する大気質、騒音、振動、低周波等の項目について予測評価を行っております。予測評価の内容は次のとおりです。

　まず大気質の「粉じん」の予測についてですが、現地調査結果を踏まえて定性的な予測を行っています。事業計画地および類似施設、先ほどおっしゃっていた石切工場の現地調査結果は、右の表に示すとおり、平日、休日共に指標値とする数値を下回っておりました。予測結果としては、施設の稼働においては事業計画地、敷地境界で指標とする値を下回り、事業計画地およびその周辺に対する保全対策を講じることから、影響は軽微であると予測しております。また施設の建設工事についても、粉じんの飛散が考えられる風速の出現頻度が少ないこと、造成工事の期間が短いこと、散水等々の保全対策を講じることから、影響が小さいと予測しております。

　次に、大気質の「事業関連車両の走行に伴う排出ガス」です。

　排出ガスについてはプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる数値計算により予測しております。事業関連車両の走行に伴う排出ガスは、予測地点は事業敷地境界直近の保全物件の付近４断面について予測しております。この図の黒の点線については走行経路、各断面の走行台数は事業関連車両を含む将来の年平均走行台数を示しており、かっこ内の数字は事業関連車両の走行台数を示しております。予測項目の二酸化窒素は0.026から0.028ｐｐｍ、浮遊粒子状物質は0.037ミリグラム毎立方メートルであり、２項目とも環境基準値を下回ると予測しております。

　次に「施設の建設工事に伴う排出ガス」ですが、直近の住居の地点Ⅰ、Ⅱおよび最大寄与濃度地点を予測しております。緑丸の白抜きの地点が地点Ⅰ、地点Ⅱで、ばつ印が最大寄与濃度地点を示しております。まず二酸化窒素は0.024から0.027ｐｐｍ、浮遊粒子状物質は0.037ミリグラム毎立方メートルと、こちらも環境基準値を下回るというふうに予測しております。

　次に「工事関連車両に伴う排出ガス」ですが、先ほどよりも１断面少ない保全物件の３断面を予測、評価しております。事業関連車両の予測と同様に、黒の点線が走行経路、断面の走行台数は工事関連車両を含む将来の年平均走行台数を示しており、かっこの数字は工事関連車両の台数を示しております。なお事業関連車両の台数よりも工事関連車両の台数は少ない台数となっております。予測項目の予測結果としては、二酸化窒素は0.025から0.028ｐｐｍ、浮遊粒子状物質は0.037ミリグラム毎立方メートルであり、こちらも環境基準を下回ると予測しております。

　以上の評価のまとめですが、今までの予測結果より「大気質の評価」としては、基準値を全て下回っていること、また上に表記しております環境保全対策を講じることから、環境保全目標を満足するというふうに評価しております。

　次に「騒音」の予測結果です。施設の稼働による影響は、騒音の伝搬計算式による数値計算で予測しております。図内の青枠が敷地境界、黄色枠が建屋を示しております。また、数値が書かれている四角の部分については予測結果を示しており、そのうち赤枠で示している箇所が予測の最大値を示しております。施設の稼働による騒音のうち、敷地境界は最大で57デシベルと予測され、規制基準値を下回るというふうに予測しております。

　次に「施設の供用」の周辺の環境についての予測結果です。先ほどと同じく白抜きの緑丸が予測地点を示しております。地点Ⅰ番の昼間で最大60デシベル、夜間で50デシベル。地点Ⅱ番では最大で55デシベル、夜間で49デシベルと予測しております。それぞれ環境基準値以下であるというふうに予測しております。

　次に「車両の走行」についての予測結果です。車両の予測については、日本音響学会提案式のＡＳＪ ＲＴＮ－Ｍｏｄｅｌの2018で予測しております。予測地点は大気質の予測断面と同じ４カ所または３カ所で予測しております。予測結果は、地点ｄを除きまして、全て環境基準値以下となっております。なお地点ｄにつきましては、現況で環境基準値を上回っておりましたが、車両の走行による増加はないと予測しております。

　次に「工事の実施」に伴う予測ですが、こちらも騒音の伝搬計算式により数値計算で予測しております。予測結果としては79デシベルであり、規制基準値をこちらも下回ると予測しております。

　「騒音の評価」ですが、以上の予測結果より、施設の供用および工事の実施による基準の超過はなく、さらに上記の環境保全対策を講じることから、環境保全目標を満足すると評価をしております。

　次に「振動」の予測です。施設の稼働による影響は振動の伝搬計算式による数値計算で予測しております。こちらも図内の赤枠が最大値と示しております。施設の稼働による振動のうち敷地境界の最大値は64デシベルと予測され、規制基準値を下回るというふうに予測をしております。

　次に周辺の環境の予測についてですが、騒音と同じく白抜きの緑丸の地点を予測しております。地点Ⅰ番が昼間で最大39デシベル、夜間で31デシベル。地点Ⅱ番で最大値が42デシベル、夜間で32デシベルと予測しており、振動感覚閾値を下回るというふうに予測しております。

　次に「車両の走行」についてですが、建設省土木研究所提案式の修正式による計算で予測しております。予測地点は、騒音の予測断面と同じ４カ所もしくは３カ所で予測しております。事業関連車両および工事関連車両の走行で、全ての地点で要請限度を下回ると今回も予測しています。

　また敷地境界内の「工事の実施」の予測ですが、振動の伝搬計算式による数値計算で予測しております。こちらにつきましても、予測結果は最大で71デシベルとなっており、規制基準を下回るというふうに予測しております。

　以上の結果より「振動の評価」としては、基準値を全て下回っていること、また上記の環境保全対策を講じるということから、こちらも環境保全目標を満足すると評価しております。

　次に「低周波音」についてですが、施設の稼働による影響は低周波音の伝搬計算式により数値計算で予測しております。騒音、振動と同様に赤枠が最大値を示しております。施設の稼働による低周波音のうち、敷地境界では最大値で86デシベルとされ「心身に係る苦情に関する参照値」を下回ると予測をしております。

　次に周辺の環境の予測ですが、地点Ⅰ番が最大で77デシベル、夜間で67デシベル。地点Ⅱ番では昼間が73デシベル、夜間で67デシベルと予測しており、こちらについても「心身に係る苦情に関する参照値」を下回ると予測をしております。

　以上の評価ですが、騒音の予測については全て参照値を下回っているということ、また上記の環境保全対策を実施する予定ですから、環境保全目標を満足すると考えております。

　次に「悪臭」です。悪臭の予測については、現地調査結果を踏まえて定性的な予測を行っております。事業計画地および類似施設の現地調査結果は、特定悪臭物質22物質は定量下限値を下回っており、臭気指数は10未満という結果でした。

　施設の稼働に伴う悪臭の漏えいについては、適切な悪臭防止対策を実施することにより、将来においても悪臭の規制基準値を下回ると予測しております。

　以上の予測結果より、定量下限値を全て下回っていること、また上記の環境保全対策を講じることから、環境保全目標を満足すると考えております。

　次に「土壌汚染」についてですが、土壌汚染の予測については、地歴調査結果を踏まえて定性的な予測を行っております。地歴調査結果より、事業計画地では、管理有害物質による土壌の汚染の恐れはないと判断され、また周辺からの土壌汚染の影響もないと考えられることから、造成工事また基礎工事等による土壌の移動による土壌汚染の環境影響はないと予測をしております。以上の予測結果より、土壌汚染の環境影響はないこと、またさらに上記の低減するための適正な対応を講じるため、環境保全目標を満足すると考えております。

　次に「人と自然との触れ合いの活動の場」の予測ですが、現地調査結果を踏まえて事業計画により交通量の変化を予測しております。黒の点線が車両の走行ルート、青色の枠が事業計画地近傍の公園の水走公園を示しています。また水走公園の青枠に黒の棒線がかかっているかと思いますが、この黒い棒線については公園の出入り口を示しております。水走公園前を通る車両の増加比については、1.0から2.5と増加する予定ですが、公園の利用自体が、車両の走行がない南の出入り口がほとんどであると現地調査結果から分かっておりますので、利用者への影響は小さいと予測しております。

　以上の予測結果に加えて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響をさらに低減するための環境保全対策を講じるため、環境保全目標を満足すると評価しております。

　次に「廃棄物・発生土」につきましては、既存類似例を参考に、事業計画と原単位による計算で予測しております。まず施設の稼働につきましては、製品および選別残渣等の搬出量が１日当たり不燃ごみで約60トン、可燃ごみで46トン、アルミが２トン、鉄が３トン、紙類が0.006トンと予測しております。このうちアルミおよび鉄等のリサイクル可能なものに関しては、全てリサイクルを行う計画としております。次に施設の建設工事についての発生土の発生量につきましては、工事計画の内容から、発生土量が2,500立方メートル、そのうち再生土量は500立方メートルと予測しております。

　次に産業廃棄物の発生量につきましては、平成30年度の「建設副産物実態調査結果」に示されております発生原単位に基づいて予測しております。発生量としましては、アスファルト・コンクリート塊や建設汚泥等が合計で118トン発生すると予測しております。

　以上の評価について、廃棄物・発生土についての評価については、上記に示しております環境保全対策を講じることから、環境保全目標を満足すると考えております。

　最後に「地球環境（温室効果ガス）」についての予測評価です。温室効果ガスの排出量は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（ｖｅｒ5.0）」を基に算出しております。

　施設の供用による温室効果ガスの排出量は将来の増加量が2,081トンと予測され、大阪府全体の温室効果ガスの年間排出量の約0.005％の排出量と予測しております。また工事の実施に伴う温室効果ガスの排出量は、約95.5トンと予測され、こちらも大阪府全体の年間排出量の約0.0002％の排出量と予測しております。

　以上の結果より、上記の環境保全対策を講じることから、こちらも環境保全目標を満足すると評価しております。

　また「事後調査計画について」ですが、本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行った結果、環境保全対策を確実に実施することで、環境に著しく影響することはないと考えられますが、その一部に効果の不確実性がありますので、事後調査を実施する予定としております。

　まず施設の供用時の調査ですが、騒音・振動・低周波音については敷地境界で騒音・振動・低周波、また道路交通騒音と振動を調査する予定です。またそれに併せて交通量についても調査する予定としております。また、事業計画地の敷地境界で悪臭、廃棄物の発生量、温室効果ガスの発生量等も調査する予定としております。

　次に工事の実施についてですが、こちらも建設作業の騒音・振動、また道路交通の騒音・振動を調査する予定としております。こちらもそれに併せまして、工事関連車両の交通量についても調査する予定としております。以上です。

【近藤会長】

　どうもありがとうございました。ではただ今のご説明に関しましてご質問がある委員の方、ウェブの参加の方は挙手ボタンを押してご質問をしてください。よろしくお願いします。

【渡辺委員】

　これは環境アセスメントしないといけない規模ですか。小さい。

【事務局（澤田課長補佐）】

　規模的には１時間25トンで24時間ということですので、600トンということで。

【渡辺委員】

　ガラスだからすごく重たいのでそうなるのですが、厳しいと思って。

【事務局（澤田課長補佐）】

　200トン以上の場合は、条例に基づきます。

【渡辺委員】

　府の条例で決まるのですか。

【事務局（澤田課長補佐）】

　はい。

【渡辺委員】

　失礼しました。今、国のほうで調べていました。

　あともう一ついいですか。この目的および必要性について、家庭から出てくるガラス瓶と書いておられますが、家庭から出てくるガラス瓶は減ってきているのに、既に１つ工場があるにもかかわらず、もう一つ造るというのは、何か理由はあるのでしょうか。全国から集まってくるとか、そんな感じですか。

【事業者：株式会社タカハシ】

　そういうわけではないですが、弊社は一般の業者さんや市町村が選別できなかった残りのガラスくずを選別するということを主にしていまして、それが日本全国でも弊社しかできない技術になります。なおかつその状況で言われているようにガラスの生産量というのは年々落ちてきており、市町村に集まってくるガラスくずも減っています。もちろんそのとおりですが、缶、ペットに対して圧倒的に少ないガラスに対しても選別をしなきゃいけないという容器リサイクル法というのがありまして、３種に分けないといけないです。それを市町村が人の手で行うとすごく手間とコストと場所が必要になるという現状があるので、それを弊社で委託させていただいて、その分けるということからできますよというのが弊社の魅力というか、評価いただいている点の１つ。

　あとは、ガラスくずといわれる、分けられなかった物がさらに分けられるようになったということで、弊社第１工場、第２工場でそれぞれ選別させてもらっていますが、処理能力的にもういっぱいで、しかも今の場所が準工業地域の地域なので１日24時間は稼働できなくて、もうこれ以上選別ができないと。

【渡辺委員】

　分かりました。大変素晴らしい技術なので、ちょっと見学させてください。

【事業者：株式会社タカハシ】

　ぜひよろしくお願いします。

【𠮷田（準）委員】

　１つよろしいですか。騒音に関するところで、問題だというわけではなく、表現方法にお願いがあります。例えば、今説明いただいた18ページのところ、そこに限らずですが、元々の現況の騒音レベルが記載されておりまして、プラス現況と施設稼働の騒音レベル、予測結果も記載されているじゃないですか。例えば67から67で変化がないというところですが、実際には施設稼働による騒音発生がゼロというわけではないと思います。何かしら50なり60デシベルとかがあったとしても、合計すると、エネルギー加算するとほとんど67になってしまうと思います。

　現況の情報は必要ですし、現況と施設稼働を合わせたレベルも必要ですが、施設稼働単体で何デシベルになるのか、値としてはもちろんあるはずだと思いますので、それを記載していただくと、今回は大丈夫ですが、例えば現況の合計が75で、施設稼働単体でも実は68ぐらいになることは理論上あり得ると思います。そうなると、やはりそれはそれで問題かなと思いますので、単体でどれぐらいになるのかも併せて表現したほうが、こちらとしても判断はしやすいですので、またの時があればお願いします。

【事業者：株式会社タカハシ】

　一応準備書内には寄与レベルとして記載はしております。

【𠮷田（準）委員】

　了解です。

【近藤会長】

　他はどうでしょうか。

　粉砕する、騒音の発生場所は、どこら辺にあるのですか。

【事業者：株式会社タカハシ】

　この施設の場合は、全部屋内に搬入、搬出と、製品の搬出も含めているので、地上階は下にトラックが通行するトラックスケールと、トラックに材料を載せるような形になっています。それから２階から上に、グリズリフィーダーや選別機、振動フルイ機が載って、２階から上で選別する形ですので、主な振動の発生源としては、排出するところの、ダンプアップしてガラスを出すところ、そこから砕くところ、あと上に上って、振動するところが振動の発生源になります。

【近藤会長】

　なるほど。ここに書かれている振動というのは、全部地上レベルになっているのですか。

【事業者：株式会社タカハシ】

　はい。地上で……

【近藤会長】

　地上で、ここでは評価しているのですか。

【事業者：株式会社タカハシ】

　地上で、発生した場合どれぐらいの位置になるかという予測です。

【近藤会長】

　地上のあれですよね。

　他はどうでしょうか。何か質問等が、疑問等があれば、また事務局を通して確認していただければと思いますので、この準備書についての質問は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【事業者：株式会社タカハシ】

　ありがとうございました。

（事業者、退出）

【近藤会長】

　では次は報告事項です。「大阪沖新島地区埋立事業における護岸概成時のレビュー」につきまして、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　本件は、平成11年度に評価書が提出された案件で、準備書の知事意見において、事業を進めるに当たっては海水の流れ等への影響を見極めながら建設工事を段階的に行う等、慎重に事業を進めるよう求めたものです。

　これを受け、事業者においては、このたび護岸が概成して次の段階に進む前に、本年10月から１年間環境調査を実施し、来年度末に大阪府へ環境影響評価書等との比較とその評価を取りまとめたものを提出される予定です。

　その評価結果について本審査会でのご審議をお願いしたいと考えており、諮問させていただくのは令和７年度、来年度末以降になりますが、事前に事業者から説明をお願いしたものです。

【近藤会長】

　ありがとうございます。それでは事業者のほうから、レビューに関わる環境調査等の内容についてご説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　よろしくお願いいたします。それでは「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業」に関し、今後実施を予定している事後調査と環境影響評価のレビューの内容などについて、配布させていただいております資料に基づいて、事業者からご説明させていただきます。

　資料の表紙に記載しておりますとおり、本事業につきましては、国土交通省と大阪市、また大阪湾広域臨海環境整備センターの３者が共同で事業を実施しております。

　本日は２－１区の事業である国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所の北尾からご説明をさせていただきます。

　資料２ページ目に本日の説明内容をお示ししております。本日のご説明させていく内容は３つございます。１つ、本事業の概要と環境影響評価の手続きなどの経緯。２つ目、これまで実施してきました事後調査の内容とこれまでの結果。３つ目、今後計画している実施内容とスケジュールの３つでございます。

　次、１つ目に参ります。本事業の概要と事業着手前に実施した環境影響評価手続きの概要を３から９ページ目にお示ししております。

　４ページ目が事業の内容でございます。本事業は、淀川河口沖合の大阪港新島地区において、大阪市が実施する埋め立て事業と、大阪湾フェニックスセンターが実施する大阪沖埋立処分場建設事業として計画され、約25年前の平成11年12月に環境影響評価の手続きを終了し、その後事業に着手して、現在に至っております。４ページ目の右下の図にお示ししているとおり、新島地区の南西側約半分が大阪湾フェニックスセンターの大阪沖埋立処分場の区域で、北東側約半分が国と市が実施する新島地区の埋立事業の区域です。新島地区埋立事業については、２－１区を国土交通省が現在整備を進めており、２－２区は大阪市が将来整備する計画となっております。

　５ページ目に、昨年秋に撮影した事業計画地の全景写真をお示ししています。写真手前が大阪沖埋立処分場で、現在廃棄物の埋め立て処分を行っています。その奥に見えるのが、国土交通省が現在整備している２－１区の埋立事業区域で、外周護岸が概成した状態となっております。

　６ページ目に本事業についての環境影響評価の概要をお示ししております。平成10年２月に、当時の大阪府環境影響評価要綱にのっとって環境影響評価の手続きを開始し、平成11年１月に準備書を提出、同年９月に準備書に対しての大阪府知事意見が出され、同年12月に評価書を提出し、一連の手続きを終えております。

　７ページ目から９ページ目に、本事業の影響評価に対して出された大阪府知事意見の概要をお示ししております。

　大阪府知事意見では、前文および全体的事項の他、交通量、埋め立て用材、大気質、水象、海水の流れ、水質・底質、騒音、陸域生態系、海域生態系、景観、廃棄物、地球環境その他の項目ごとに環境保全の見地から意見が出されました。また本日ご説明する内容の事後調査に関しても意見が出されています。

　８ページ目に、事後調査などに関する意見の内容をお示ししています。事業者間で十分協議して建設工事を段階的に行うことや、海水の流れや水質、水生生物への影響を見極めながら慎重に事業を進めるべきであること、工事着手前から適切な調査を実施すること、関係機関の意見を聴きながらレビューを行ってその結果を公開することなど事業者に対して求められ、事業者としては、この大阪府知事意見に従って現在まで慎重に事業を進めているところでございます。

　次に２つ目でございますけれども、これまで実施してきました事後調査の内容とその結果を、10ページ目から16ページ目にお示ししております。

　11ページ目にお示ししているとおり、準備書に対して示された大阪府知事意見を受けて、評価書に事後調査の方針を記載しております。

　評価書に記載した事後調査の方針は12ページ目から13ページ目にお示ししているとおりで、事後調査を行う環境項目と、大まかな調査地域を定めています。またこの方針に基づいて関係機関で協議して、具体的な監視項目、監視地点、監視頻度などの事後調査の内容を定めた事後調査計画書を策定する旨を記載しています。

　ただ今ご説明しました評価書に記載した事後調査の方針に従って、事業着手前に事後調査計画書を策定し、事業者はそれに基づいて事後調査を実施してきました。13ページ目にはこの事後調査計画の策定に関してお示ししております。事後調査計画は平成13年10月に策定し、その後必要な改定を行って現在に至っております。

　14ページ目には、事後調査の全体像として、対象とする環境項目と調査時期について一覧表でお示ししております。表中の青丸が護岸建設工事中に事後調査を行ってきた環境項目で、茶色の丸が埋め立て中に事後調査を行ってきた環境項目です。今後、国土交通省が整備している２－１区の護岸が概成したことにより、表中の赤丸の項目である海水の流れ、海域生態系、貧酸素の事後調査を行うことになります。

　事後調査のこれまでの結果の概要については、15ページ目にお示ししております。護岸建設工事中に関しては、平成13年度の着工以降、大気質、水質、底質、騒音・低周波空気振動、陸域生態系、海域生態系、貧酸素などの項目について、事後調査計画書に従って継続的に調査を行って周辺への影響について検討した結果、本事業の実施による影響は小さいものと評価しております。

　また埋め立て中に関しましても、平成21年度の廃棄物の埋め立て処分の着手以降、大気質、水質、底質、騒音・低周波空気振動、悪臭、陸域生態系を対象に、事後調査計画書に従って継続的に調査を行って周辺への影響について検討した結果、本事業の実施による影響は小さいものと評価しております。

　なおこれらの調査結果につきましては、16ページ目にお示ししているとおり、月報、年報としてそれぞれ取りまとめており、それらについては大阪府の環境影響評価のウェブサイトに掲載され公開されております。

　17ページ目以降、26ページ目までには、事後調査計画書に従って今後計画している実施内容とそのスケジュールをお示ししております。

　18ページ目は、事後調査計画書において今後実施する内容が記載されている部分を抜粋したものです。今後実施する内容として、２－１区護岸概成時の調査と環境影響評価のレビューが事後調査計画書に記載されております。

　19ページ目にお示ししているとおり、２－１区護岸概成時の調査は、令和６年、７年度に、海水の流れ、海域生態系、貧酸素についての調査を行う予定です。またその結果を踏まえて環境影響評価のレビューを実施することになっております。

　20ページから24ページ目に、２－１区護岸概成時調査の実施内容をお示ししております。

　20ページ目が、２－１区護岸概成時調査の全体像です。海水の流れ、海域生態系調査、貧酸素関連調査を、新島地区周辺海域の複数点において１年間にわたって調査を行います。海水の流れについては、新島地区周辺海域の６地点４層において、流向・流速と塩分の15昼夜の連続観測を夏季、冬季に行います。海域生態系として、動植物プランクトン、底性生物、付着生物、水産生物について、淀川河口部を含む新島地区周辺海域において、基本的に４季の調査を行います。また貧酸素関連調査として、水温、塩分、ＤＯ、流向・流速の定点連続観測を、新島の北側と南側の２地点において、６カ月間にわたり連続調査を行うとともに、水質と生物調査を６地点で、２週間当たり１回の頻度で６カ月間調査を行います。

　なおこれらの調査の調査地点や調査方法を含めた詳しい調査内容を、21ページ目から24ページ目に掲載しております。

　25ページ目には、環境影響評価のレビューの実施内容をお示ししております。環境影響評価のレビューでは、事後調査計画書の記載に従って、環境監視結果の総括、環境影響評価書に記載した評価の指針と対比、予測結果や着工前調査データとの比較などを行い、これまでの事業による影響について検証することとしております。

　最後に26ページ目には、今後の予定、現時点でのスケジュール案についてお示ししております。令和６年度後半から令和７年度にかけて、２－１地区護岸概成時の調査の現地調査とデータ解析取りまとめと環境影響評価のレビューを実施する予定となっております。

　以上、事業者からのご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

【近藤会長】

　ありがとうございました。では、ただ今のご説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。ウェブの方は挙手ボタンを押してお願いいたします。石田先生、お願いします。

【石田委員】

　海洋生態系のところで、魚類についてはアユの遡上調査はされるということだったのですが、大阪湾では結構漁業もされていて、海産の魚の漁業とかもされているので、、漁協さん等との調整、あるいはアユ以外の魚類について調べなくていいのかということをお聞きしたいです。以上です。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　お答えさせていただきます。今ご指摘のアユ以外の調査につきましては、資料の20ページ、海域生態系調査ということで、水産生物、ヨシエビ等現存量調査という調査を行うことが定められております。これが今ご指摘のありましたアユ以外の漁業生物の関係の調査でございます。それについても、先ほどご説明しました事後調査計画書で調査することが定められておりますので、事業者としてはそれに従って調査を実施する予定としております。以上でございます。

【近藤会長】

　よろしいでしょうか。石田委員、よろしいでしょうか。

【石田委員】

　今資料お示ししていただいているページだと、ここで、ヨシエビ等現存量調査のところに魚類等も入るという理解でよろしいですか。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　はい、そうでございます。通常ヨシエビ等現存量という言い方はしないかと思いますが、この事後調査計画書が策定された経緯は少しもう以前のことで分かりませんが、水産生物、この中に、実態としてはここで漁業生物の調査を行うことになっています。調査方法として、小型底引き網調査と書いております。実際に漁協さんが実施されている底引き網漁船を用船いたしまして、試験操業をやっていただいて、サンプルを採取する調査となっております。以上でございます。

【石田委員】

　分かりました。アユ以外の魚類もしっかり調査されるということですね。

【近藤会長】

　ありがとうございます。他はどうでしょうか。

【渡辺委員】

　事業に注文を付けるのはここでは適切ではないと思いますが、計画どおり埋めるとかそういう発想は、土木的には必要かもしれませんが、もう大変大切なごみの処分場の空間ですので、長く使っていただきたいと恐らく誰もがそう思っているので、大事に使っていただきたくて、収入がないから埋めるとかそういうことなるべくしないでいただきたい。以上です。

【近藤会長】

　ありがとうございます。他はどうでしょうか。

　１つだけ教えていただきたいのですが、21ページのところで、流向・流速の調査というのは冬と夏と書いていますよね。これは２シーズンでいいものなのですか。４シーズンではなく２シーズンやるというのが一般的なものなのでしょうか。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　ここでは計画書に定められたとおり２シーズン挙げています。それで今ご指摘のあった一般的かどうかということにつきましては、海の流れの場合、夏と冬２季でやるのがオーソドックスかなということです。それは、ここは淀川の河口なので特にそうですけれども、陸域からの流入する水量が、大変影響を受けることになります。夏場と冬場で淡水流入量がかなり違ってきますので、夏と冬という設定になっているものと思料します。25年前に実施された環境影響評価の海水の流れの予測も、夏季と冬季を対象に予測されていますので、事後調査計画書でもそのように決まっているというふうに理解しています。

【近藤会長】

　近年の異常気象で、雨の降り方がだいぶん変わってきているので、いや、本当にこれで大丈夫かなと多少は思うところもありますが。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　ご指摘のとおりだと思います。

【近藤会長】

　分かりました。

　他はどうでしょうか。他にご質問がないようですので、これで質疑を終えたいと思います。では事業者さん、どうもありがとうございました。ご退席ください。

【事業者：近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター】

　ありがとうございました。

（事業者、退出）

【近藤会長】

　では議題の５番目の「その他」につきまして、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　それでは今後の手続き等について説明をします。資料６をご覧ください。今後の手続きの流れと本審査会のスケジュール案になります。

　まず「泉佐野市田尻町清掃施設組合　新ごみ処理施設整備事業」の準備書ですが、縦覧を８月27日まで１月間行いました。住民意見は９月10日まで知事と事業者が受け付けましたが、意見書の提出はありませんでした。関係市長の意見は10月31日までに府に提出される予定です。

　次に「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業」の準備書ですが、縦覧を９月18日まで１月間行っております。住民意見は10月２日まで知事と事業者が受け付けており、府が公聴会を実施する場合は11月ごろの予定となります。また関係市の意見は11月上旬までに府に提出される予定です。

　次に本審査会のスケジュールの案をご説明いたしました。先ほどの意見照会で申し上げましたとおり、審査会の皆さまには、両事業のご審議を同時並行でお願いしたいと存じます。９月から10月にかけて現地調査会を開催させていただき、10月以降に分野別の専門調査部会を開催の上、12月以降に次回の審査会を開催して検討結果を取りまとめいただきたいと存じます。

　専門調査部会につきましては、先ほど議題１において改正の承認をいただきました「運営要綱」にありますとおり、５つの部会を設置しており、その委員は会長が案件ごとに指名することとなっております。事務局といたしましては、２事業とも全ての部会の担当分野に関係しますので、５つとも開催してご審議をお願いしたいと考えております。説明は以上でございます。

【近藤会長】

　ありがとうございます。ただ今事務局のほうから、スケジュールなど今後の審議の進め方について説明をいただきました。私といたしましては、現地調査会を開催すること、全ての専門調査部会を開催すること、共に事務局の提案のままでよいのではないかと考えますが、委員の皆さま方、お考えはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【近藤会長】

　特に異議がないようですので、現地調査会を開催するとともに、全ての専門調査部会を開催することといたします。

　それぞれの部会員については、私のほうから指名させていただき、事務局を通じて皆さま方にお知らせさせていただきます。

　また今後の開催日程等につきましても、事務局を通じて、私のほうからご案内をいたしますので、委員の皆さま方におかれましては、お忙しいとは思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（澤田課長補佐）】

　事務局でございます。本日ご発言いただきましたご質問やご意見の他に、事業者や事務局へのご質問、ご意見がございましたら、９月25日まで事務局にお知らせいただけたらと思っておりまして、後日改めてメールで依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】

　「その他」は以上でございます。

　委員の皆さま方から何か議題等ありますでしょうか。

　特にないということだと思いますので、予定していた議事は以上で終わりです。今後の進行を事務局のほうにお返しいたしたいと思います。

【事務局（澤田課長補佐）】

　近藤会長、委員の皆さまには長時間ご審議をいただきありがとうございました。今後検討結果の取りまとめに向けてお忙しい中お時間を頂くことになりますが、よろしくお願いいたします。

　それではこれで閉会いたします。ありがとうございました。

（午後17時07分　閉会）